

令和2年度  
高松市農業委員会通常総会  
議 事 録

令和2年6月10日開会

高松市農業委員会

令和2年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和2年6月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員

農業委員 23人

- 1番 三笠 輝彦 (会長)
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一 (会長職務代理者第2)
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫 (会長職務代理者第1)
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員

農業委員 1人

- 20番 森 吉朝

農業委員会事務局出席者

事務局 長 南 岳志

(農政課長事務取扱)

農政課長補佐 西谷 茂浩

農政管理係長 浮田 政宏

農地係長 多田 利浩

副 主 幹 小河 由紀

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度事業報告について

議案第2号 令和2年度事業計画（案）について

報告第1号 職員の任免について

報告第2号 令和2年度農業委員会予算について

**南事務局長** 定刻の時間がまいりました。本日の出席農業委員は23名でございます。欠席委員は森委員です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、在任農業委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、ただ今から令和2年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

### **三笠会長**

(内容省略)

**南事務局長** ありがとうございます。

それでは、本日の議事運営につきましては、高松市農業委員会総会会議規則により、会長が当たることになっております。これ以降の議事運営につきましては、三笠会長において進行をよろしくお願いいたします。

**三笠会長(議長)** ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則により、本日の議事運営は会長が当たるということでございますので、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきます。皆様方には御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、6番 太田政美委員さんと、7番 高砂職務代理者さんのお二人をお願いいたします。

それでは、日程第2に入ります。

まず、議案第1号 令和元年度事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第1号 令和元年度事業報告について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

1は令和元年度の概況報告でございます。

前半部分は、我が国の農業を取り巻く現状と今後の見通しについての記述となっております。

後半の19行目以降は、本市農業委員会の活動等についての記述でございます。

農地集積事業においては、香川県農地機構を通じた集積・配分が88ヘクタールあり、その面積は年々増加傾向にあること、遊休農地対策については、672ヘクタールの荒廃農地を地図化し、その結果を基に利用意向調査を実施したこと、10月には、市長に対して、農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見の提出を行ったこと、11月には、「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」を展開し、「人・農地プラン」の実質化に向けたアンケート調査を3つの地域に対して実施したことなどを挙げております。

次に、資料の2ページをお開きください。

2は会議等の開催状況でございます。

(1)の表は、各種会議等の集計表で、総会、各部会、役員会等のほか、研修会、講習会、相談会等の合計で、1年間に合計159回開催されております。

(2)の通常総会は、今年の5月24日、JA香川県中央地区営農センターで開催されております。

(3)の役員会は、通常総会の前に1回と、10月に改善意見の提出で2回、計3回開催されております。

(4)の農地関係会議と(5)の農政関係会議については、後ほど、それぞれのページで説明いたします。

3ページを御覧ください。

(6)はその他の会議の開催状況でございます。

アの会長協議会ですが、「四国県都四市農業委員会 会長協議会」は、昨年度は本市が開催市となっており、11月18日に「高松東急REIホテル」で開催しております。本年度は松山市で開催される予定になっております。

また「香川県八市農業委員会 会長協議会」は、昨年度はさぬき市で開催され、本年度は東かがわ市で開催される予定になっております。

3ページ下段の、イのその他の会議につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

3の農地関係事業につきましては、多田農地係長から説明させていただきます。

**多田農地係長** 4ページを御覧ください。

3の農地関係事業につきまして御説明をさせていただきます。

(1)の会議開催状況は、定例総会・農地特別部会は月1回、地区部会は7地区ごとに月1回開催した年間の合計でございます。

(2)は農地関係事務取扱状況の内訳で、アは農地法第18条関係でございます。上段が法第18条第1項に基づく解約許可申請の件数と面積でございますが、1件ございました。また、下段が法第18条第6項に基づく解約通知の件数と面積で、田畑合計で91件、20万2,084平方メートルでございます。昨年度比、件数で81パーセント、面積で122パーセントとなっております。

イは農地法第4条によります許可申請の件数と面積で、田畑合計で193件、10万5,632平方メートルでございます。昨年度比、件数で102パーセント、面積で101パーセントとなっております。

ウは農地法第5条によります許可申請の件数と面積でございます。田畑合計で516件、57万9,640平方メートルでございます。昨年度比、件数で88パーセント、面積で81パーセントとなっております。

エは農地法第3条による権利移動関係でございます。上段は所有権移転における許可の件数と面積でございます。中段は貸借権による許可の件数と面積でございます。下段は合計で、田畑合わせて204件、31万2,972平方メートルとなっております。昨年度比、件数は100パーセント、面積で89パーセントとなっております。

5ページを御覧ください。

オ農地改良届出、カ非農地証明願、(3)の相続税・贈与税納税猶予適格者証明、(4)の各種証明等

状況は、各表に記載のとおりとなっています。また詳細は末尾の参考資料を御覧いただけたらと思います。

引き続き、浮田係長から説明します。

**浮田農政管理係長** それでは、6ページを御覧ください。

ここからは農政関係事業でございます。

(1)のア月例の定例総会12回のうち、農政関係の議案を諮ったのは9回です。

主な議案としましては、農地利用集積計画の承認、農用地利用配分計画の承認、改善意見の内容決定等を行っています。

また、昨年度は「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の取組について協議し、意向調査の方法等が決定しています。

その他、利用状況調査の報告などが行われています。

この研修会は、11月に丸亀アイレックスで行われた全体研修会のほか、中国・四国ブロック女性農業委員研修会が広島市で、また、女性農業委員登用促進研修会が東京都で開催され、どちらも佃俊子委員さんが参加されています。

7ページの簿記記帳講習会は、県農業会議が主催、市農業委員会と普及センターが共催という形で実施しており、元年度は5つの地区で合計24回開催され、のべ395の方が受講されています。

8ページ、9ページをお開きください。

エの農業相談会の開催状況でございますが、7地区9会場で、8月と1月の2回、計18回開催しております。

相談件数は、8月と1月の合計で885件となっておりますが、これは農地機構の集積専門員が対応した341件を含んだ数字となっております。

農地の転用や農地紛争に関する相談等は、相談会以外で随時、それぞれの地区部会や委員の方が対応されているため相談会での相談内容は、ほぼ農地の貸し借りに関することのみとなっています。

10ページをお開きください。

(2)は農業経営基盤強化促進事業の実施状況です。

アの農用地利用集積計画は、平成31年3月29日公告分と令和元年10月31日公告分を合わせて、2,249筆、222万741平方メートルとなっており、前年度との比較では、168筆、12万6,274平方メートル増加しております。

また、利用集積した農地のうち、農地中間管理事業を利用して香川県農地機構から担い手に転貸したものがアの農用地利用配分計画でございます。

4回の公告のうち、10月31日と12月27日公告のものは、既に中間管理事業を利用していた農地の、貸付先が変更されたものです。

5月31日公告分と12月27日公告分の合計は、858筆、88万3,004平方メートルとなっており、農地中間管理事業を利用した割合は、集積面積全体の39.8パーセント、およそ4割でございます。

した。

続きまして、11ページを御覧ください。

(3)は農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見でございます。

昨年6月から7月にかけて、農業委員、推進委員の皆様からお寄せいただいた意見を4つの大項目、26の小項目に集約し、昨年10月10日の定例総会においてその内容を決定しました。

その後、同月18日には、役員7名により、市長に「改善意見書」を手渡すと同時に、市当局の関係各部署の職員を招集し「改善意見」の内容を直接説明し協議を行っております。

改善意見の内容につきましては、非常に量が多いので、ここでの説明は省略させていただきますので、各自で御確認いただきたいと思っております。

15ページを御覧ください。

(5)は賃借料情報でございます。

平成30年度と令和元年度の2年間、農業経営基盤強化促進法で公告された賃借に基づく賃借料の地区別の一覧です。

調査対象は田で、作付け作物は、基本的には米麦と露地野菜を対象としております。施設園芸等の他と比較して極端に高額な賃借料のデータは除いております。その結果、賃料の市全体の平均値は、田10アール当たり6,900円となっております。なお、畑については、賃借事例が僅かしかないので、データの公表は行っておりません。

この情報は、農業委員会だよりの冬号や高松市ホームページでも公表しております。

16ページを御覧ください。

5は遊休農地対策で、(1)は農地の利用状況調査の結果でございます。

令和元年度におきましても、8月から10月ごろにかけて、農地の利用状況調査と荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を、高松市及び地区水田協議会と共同で実施しました。

暑い中、忙しい中、調査に御協力いただいた委員の皆様、誠にありがとうございました。

結果としましては、平成30年度の調査による656ヘクタールの荒廃農地のうち、30ヘクタールを解消したものの、新たに46ヘクタールが発見されたため、令和元年度末時点での荒廃農地は672ヘクタールとなっております。

次に、17ページを御覧ください。

(2)の農地の利用意向調査でございますが、26年度から引き続き、遊休農地の所有者に意向調査を実施し機構への貸付けを促すなど、遊休農地対策を強化しております。

この意向調査は、農業振興地域内の農地で、元年度に新たに発生又は発見された遊休農地のみを対象としています。

調査の結果は、調査実施112件のうち、51件の回答があり、そのうち農地中間管理事業利用の意向があったものが27件ありましたので、香川県農地機構に情報提供を行うこととしています。

次に、18ページを御覧ください。

6は人・農地プランの実質化に向けた活動です。

現在、市内33地域で32の人・農地プランが作成されていますが、これらについては、令和2

年度末までに農家の意向調査や地域の話合いの結果を反映させ、プランの実質化を図ることが求められています。

農業委員会では、「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の重要活動事項である今後の農地利用に係る意向調査を、「人・農地プランの実質化」における農家意向調査と位置づけ、令和元年度は、11月から12月にかけて郵送により、3地域に対して先行実施しています。

調査結果は、円座、香西、香南町吉光の3地域合計で、1,123件分調査票を発出し、685件回答を得ており、回答率は61.0%、農地面積的には65.5%となっており、目標であった50%は超えています。

次に、19ページを御覧ください。

7は農業者年金業務の関係でございます。

(2)は現在の農業者年金受給者数です。旧制度と新制度合わせて、377の方が受給されています。

(3)は現在の農業者年金被保険者数です。通常加入が18人、政策支援加入が5人の計23人です。

(4)は新規加入者の推移ですが、元年度の新規加入者は1名だけでした。

以上、議案第1号 令和元年度事業報告について御審議をお願いいたします。

**議 長** 以上で議案第1号の説明が終わりました。

議案第1号について、御質問、御意見はございませんか。——御意見等がないようでございますので、お諮りいたします。議案第1号は原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号 令和2年度事業計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第2号 令和2年度事業計画(案)について御説明申しあげます。

資料の20ページを御覧ください。

1は令和2年度事業方針でございます。

1行目から15行目までは、我が国の現状と今後の見通しについて記載しています。

この中で、9行目から11行目にかけて「改正農地中間管理事業法において農地利用の集積・集約化の一層の促進を図るため、「人・農地プランの実質化」に向けた農業委員会の取組みが、より明確化・重点化された」とありますが、この法改正により現在既に作成されている「人・農地プラン」を机上のプランではなく、実態の伴ったものとするため農地所有者の意向把握、その結果を地図化するなどの作業や、地域での話合いを行うことが必要とされ、それらに対して、農業委員・推進委員の協力が法で義務化されています。

この「人・農地プランの実質化」といわれる作業は、今後、各種補助事業等を受ける農業者が存在する地域では、必ず実施する必要があるとされております。

このことを受けまして、後半部分の、本市農業委員会における活動方針の中でも、22行目から25行目の「また、令和5年度を目途とする「高松市農業振興計画」が目指す「創造性豊かで

持続可能な農業の実現」に取り組むとともに、令和元年度からの「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の重点項目である「今後の農地利用に係る意向把握」と「集落座談会等による話し合い活動」に取り組むなど、その活動を強化する。」としています。

続きまして、21ページを御覧ください。

2の事業内容でございます。

各種会議等につきましては、アの通常総会に関しては、通常は5月に農業委員・推進委員全員を集めて開催していましたが、本年は新型コロナ対策として、規模を縮小して、本日6月の定例総会と合わせて、農業委員のみで開催しております。

イの農業委員等候補者評価委員会は、すでに4月17日に市役所会議室で開催され、候補者79名が決定しております。

ウの委員の改選に伴う臨時総会は、7月20日に開催予定です。

エからクについては、昨年と変更ございません。

なお、総会の議事録はホームページ等で公開することになっています。

次に、3の農地関係事業でございます。

ここでは、農業委員会等に関する法律第6条第1項第各号に掲げる事項を処理します。内容は、昨年度と変わっておりません。

(1)の農地申請等処理業務では、主に、農地法3条、4条、5条の許可申請に関する審査、許可処分を行います。

そのほか、22ページの(2)から(5)の農地調整事務処理事業、農地所有適格法人の事業状況把握、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく業務、各種機関の農地行政からの意見要請を行います。

22ページの12行目に移ります。

4の農政関係事業でございます。

ここでは農業委員会等に関する法律第6条第2項及び第3項に掲げる事項を処理します。

内容は、(1)から(17)まであり項目は多岐に渡りますが、この中で22ページの下の方、(3)の人・農地プランの実質化に向けた対策ということで、先ほどから繰り返し御説明申し上げておりますが、「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の重点項目である「農家の意向把握」では、本年度は、市内30地域の農家に対しアンケート調査を実施します。

令和2年度の第一段として、先週6月5日に、東植田・牟礼・川岡・下笠居・林の5地域に対して、アンケート調査票を発送しており、今後も毎月5～6地域ずつ調査票を発送する予定です。

農業委員、推進委員の皆様には、今後それぞれの所管地域における「集落での話し合い活動」に積極的に参加していただきます。

また、昨年の計画にはあって今回削除したものとして、昨年度、農地機構による農地の借入・転貸について市の集積計画のみで一括して権利設定が可能になるよう法改正がありました。高松市は他市町と異なり申し出の受付を年2回に集中しており、一回に扱う農地の数が多いた

め香川県が提示したスケジュールに対応することは無理と判断し、当面の間は従来どおり集積計画と配分計画の二段階方式で実施することとしました。そのため、この事業計画の一覧から削除しました。

その他の項目は、昨年度と同様でございます。

なお、(2)の農地の利用状況調査及び遊休農地対策につきましては、昨年度までと同様に地区水田部会と連携を行って、調査をお願いしますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上、議案第2号 令和2年度事業計画（案）について御審議をお願いいたします。

**議 長** 以上、議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御質問、御意見はございませんか。——御意見等がないようでございますので、議案第2号は原案どおり承認することで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わり、次に、報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、報告第2号 令和2年度農業委員会予算についてを、順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

**西谷農政課長補佐** まず、報告第1号の職員の任免について御説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。

上から、川西前事務局長が3月31日付けで定年退職し、4月1日付けで南事務局長兼農政課長が転入しております。

また、川西前事務局長は農業委員会職員として4月1日付けで再任用され、農地係で第7地区を担当いたしております。

なお、これまで、第7地区を担当しておりました、三好主任主事は同日付けで高松市へ出向しております。

職員の任免につきましては、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、報告第2号 令和2年度農業委員会予算について御説明いたします。

議案書の26ページを御覧ください。

職員給与費を含めた総予算は、1億4千629万6千円でございます。前年度の1億4千385万8千円から243万8千円の増となっております。

なお、職員給与費を除いた予算額は、4千762万8千円でございます。前年度の4千574万7千円と比べますと、金額にして188万1千円、率にして4.1%の増となっております。

次に、表の右側下段に記載しています財源内訳のうち、負担金や補助金などの特定財源について、表の右側上段に記載しています細々目毎に御説明いたします。

まず、上から2行目の農業委員会委員報酬は農業委員会委員報酬負担金が716万2千円、その下の職員給与費は職員給与費負担金が831万2千円です。一行とびまして、5行目の機構集積支

援事業費は機構集積支援事業交付金557万2千円です。

その下の行の農業者年金事務費は独立行政法人農業者年金基金からの農業者年金業務委託手数料で全額が充当されます。

一番下の農業委員会事務費につきましても県からの農地転用許可に係る農地転用事務費委託金で全額が充当されます。

なお、27ページから32ページまでは、先ほどの議案で御説明いたしました案件の資料等でございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

**議 長** 事務局の報告は、以上でございます。

これら報告事項について御質問等はありませんか。——御質問等がないようでございますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 以上で、報告事項は終わります。

せっかくの機会でございますので、委員の皆様方、ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。——ないようですので、以上で御提案申しあげました議案などの審議は終了いたしました。

皆様方の御理解、御協力を賜りまして、全て原案のとおり御承認をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次に4のその他に移ります。

事務局から何かありますか。

**南事務局長** 特にありません。

**議 長** それでは、最後に、閉会の御挨拶を兔子尾会長職務代理者をお願いいたします。

**兔子尾会長職務代理者**

(内容省略)

**議 長** 以上をもちまして、令和2年度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりましての御審議等、お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

午後2時40分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員